

学術論文

『山海経』の書名について——「山海」を中心に——

大野圭介

富山大学人文科学研究第79号抜刷
2023年8月

『山海経』の書名について——「山海」を中心に——

大野 圭介

緒言

中国最古の空想的地理書と目される『山海経』は、山の名とともにそこから産出する鉱物や奇怪な姿の動植物を描いたり、不思議な姿をした遠方の異民族を描いたりするその内容もさることながら、その書名も儒家の経典とはおよそ相容れない内容であるにもかかわらず「経」という書名がついていることが、古来様々な議論を呼んできた。たとえば経書と同じ「経典」の意とする説¹、禹が「経歴」した山川の意とする説²、山海を「経紀」する意とする説³など諸説紛々としている。

その一方で、『山海経』の「山海」についてはあまり論じられていない。歴代の諸注釈もほとんど「山海」の意味には触れておらず、わずかに清の畢沅が『山海経新校正』南山経の「南山経之首」注で「今案、五臧山経、是名山経、漢人往往稱之。海外経已下、當爲海経、合名山海経。(今案ずるに、五臧(蔵)山経は、是れ山経と名づく、漢人往往にして之を稱す。海外経已下は、当に海経と爲すべし、合せて山海経と名づく。）」と云い、『山海経』とは前半五巻の「山経」と後半十三巻の「海経」を合わせた名であるとするくらいで、袁珂『山海経校注』もこの説を踏襲する⁴。ところが「山経」という語は『山海経』五臧山経の各巻の題「某山経」や各巻の冒頭の「某山経之首」に見えているのに対し、「海経」という語は『山海経』の表題や本文の中には見当らないばかりか、畢沅以前にこの語が用いられた形跡も管見の限り見当らない。『山海経』を「山経」と「海経」の意であるとするのは臆説の域を出ないであろう。

現代の諸研究でも、たとえば松田稔『山海経』の基礎的研究』では、第一章第一節「山経と海経の内容」において、『山海経』が前半の「山経」と後半の「海経」に大別され、両者の性格が大きく異なることを論じているが、「山経」「海経」や「山海」の名の由来については特に触れられていない。また陳連山『《山海経》 學術史考論』は『《山海経》 書名的含義』という一章を設けているが、専ら「経」に関する考察であり、「山海」については「漢代劉歆以後、大致都以《山海経》爲關于《山海》之經典了。（漢代の劉歆以後、概ね『山海経』は「山海」についての經典とされてきた。）⁶⁾と云うのみである。『山海経』の「山と海」、ひいては山について記した「山経」と海内・海外の荒遠の地について記した「海経」を意味するのは、一々論究するまでもなく自明のことと考えられているようである。ところがここに一つ問題が生じる。後述するように、「山海」という語自体が、実は先秦時代には一般的な語ではなかったのである。それがなぜこの書の名となったのか。「山海」が何に由来し、『山海経』が世に現れた当時どのような意味をもっていたのかを考究することは、『山海経』の性格や成立の経緯を知る上でも大きな手がかりとなるのではないか。

本稿はこのような観点から、「山海」という語が『山海経』に書かれた内容といかにして結びついたのかについて考察するものである。

一、資源を生む場所としての「山海」

『山海経』の書名は『史記』大宛列伝に初めて見え、当時大月氏国に使者として赴いた張騫がもたらした西域の地理情報を根拠に、司馬遷がこれに否定的な評価をしたことはよく知られている。

『禹本紀』言「河出崑崙。崑崙其高二千五百餘里、日月所相避隱爲光明也。其上有醴泉・瑤池。今自張騫使大夏之後也、窮河源、惡睹本紀所謂崑崙者乎。故言九州山川、『尚書』近之矣。至『禹本紀』・『山海経』所有怪物、余不敢言之也。

『禹本紀』に言えらく「河は崑崙より出ず。崑崙は其の高さ二千五百余里、日月の相い避け隠れて光明を為す所なり。其の上に醴泉・瑤池有り」と。今張騫の大夏に使いせしの後より、河源を窮むるに、悪くにか『本紀』に所謂の崑崙なる者を睹んや。故に言えらく、九州山川は、『尚書』之に近しと。『禹本紀』・『山海経』に有る所の怪物に至っては、余敢えて之を言わざるなり。

この記述から、司馬遷の頃には既に『山海経』という名の書物が存在し、それが今本の『山海経』と全く同一ではなかったとしても、遙か西方にあると想像された地域の怪物について記したものであったことは確実である。

ではそもそも「山海」とはどのような由来を持つ語であろうか。

先秦期の文献で山と海を「山海」と連用する例は、管見の限り『管子』と『韓非子』にしか見られない。『管子』は資源を産むものとしての山海を国で管理することを盛んに説く。たとえば海王篇は

桓公曰「然則吾何以爲國。」管子對曰「唯官山海爲可耳。」桓公曰「何謂官山海。」管子對曰「海王之國、謹止鹽筴。」

桓公曰く「然らば則ち吾何を以てか国を為めん」と。管子對えて曰く「唯だ山海を官にするを可と為すのみ」と。桓公曰く「何をか山海を官にすと謂う」と。管子對えて曰く「海王の国は、塩に正するの筴を謹む（塩に課税する政策を厳正に行う）」と。

また

桓公曰「然則國無山海不王乎。」管子曰「因人之山海假之。」

桓公曰く「然らば則ち国に山海無ければ王たらざるか」と。管子曰く「人の山海に因りて之を仮る（他国の山海を利用する）」と。と云う。前半の文は塩への課税政策を説く部分に、後半の部分は鉄への課税政策を説く部分に見えるもので、ここでの「山海」は鉄を産する山と塩を産する海とを指している。

国蕃篇には

君有山海之金、而民不足於用、是皆以其事業交接於君上也。

君に山海の金有り、而も民の用うるに足らざれば、是れ皆な其の事業を以て君上に交接す（それぞれの持つ技能で君主に仕えて俸禄を得ようとする）。

と云い、軽重乙篇も

君有山海之財、而民用不足者、皆以其事業交接於上者也。

君に山海の財有り、而るに民用の足らざる者は、是れ皆な其の事業を以て君上に交接す。

とほぼ同じ文がある。黎翔鳳は『釈名』釈天及び釋兵に「金、禁也」とあること等を根拠に、国蓄篇の「山海之金」の「金」を「禁」の意とするが、軽重乙篇と合わせて見れば、この「金」は財貨の意と解しても問題はない。ここでも「山海」は財富を生み出す場所として用いられている。

これらの諸篇は『管子』の中でも軽重諸篇に属する。軽重諸篇は『管子』の経済思想が現れた部分として重要視され、数多くの論考がある。たとえば町田三郎は軽重諸篇が他の諸篇とどのように関連しているかに注目し、『管子』の最初に置かれる牧民篇の「楽観的心情的な治国論」に比べて軽重諸篇は徹底した実務論であり、秦の暴政で疲弊した漢初の厳しい現実を反映したものとす⁹。金谷治は『管子の研究』（岩波書店、一九八七年）において、諸先学の研究を概括しながら、その成立について次のようにまとめる。

まず、司馬遷の読んだ軽重篇が原本として存在した。それは戦国以来の伝承を持つものであった可能性がある。しかし、文帝期のころから盛んになる国家経済の建てなおしに応じて軽重家という一派の活動が盛んになり、原本をふまえながら逐次いまの諸篇を作ることが行われた。その時期は文・景期から武帝の末年ごろまでにわたっている。そして、その中間には桑弘羊らに連なる一派の文献もあった。これらが今の「軽重」諸篇である。それは、恐らくは戦国時代の成立である原本を吸収して、漢代の経済情勢にあわせて作りあげられた雑篇の集積である。原本はこれらが作られていく過程で次第に生彩を失い、やがて前漢末、劉向の編定の時には喪失していたのである。

両者はともに軽重諸篇を、戦国以来の伝承に由来するものではあっても、文献としての成立は漢初から武帝期までとしており、特に金谷氏は武帝期に塩鉄専売政策を始めとする統制経済を推進した桑弘羊の関与をも示唆する。

一方、『管子』軽重諸篇の成立をさらに早くに引き上げる説もある。若江賢三は軽重諸篇の中の国蓄・治国篇に見える一石マスの大きさが春秋期のものであることを根拠に、これらを春秋期のもとする¹⁰。これが正しいなら、「山海」という語も春秋期から「塩鉄を産する場所」の意味で用いられていた可能性がある。また張固は『管子研究』（齐鲁書社、二〇〇六年）において軽重諸篇の著作年代を詳細に論じているが、それによると第一に『史記』管晏列伝で司馬遷自身が「吾讀管子牧民・山高・乘馬・輕重・九府及晏子春秋（吾管子の牧民・山高・乘馬・輕重・九府及び『晏子春秋』を読む）」と言っていること、その内容も戦国期の事柄が多いこと等から、

軽重諸篇は漢代以前の成立であり、第二に『史記』齊太公世家や『漢書』食貨志等に記される戦国中期の齊国における経済政策が、『管子』軽重諸篇に記される「官山海」政策と一致すること等から、軽重諸篇は戦国中期以前の成立であり、第三に『管子』経言諸篇とも内容が一致することから、春秋期の管仲学派本来の思想を伝えるものと結論づけている¹¹⁾。

張氏が論拠とする『史記』齊太公世家には

太公至國修政、因其俗、簡其禮。通商工之業、便魚鹽之利、而人民多歸齊。

太公国に至りて政を修むるに、其の俗に因り、其の礼を簡にす。商工の業を通じ、魚塩の利を便ならしめ、而して人民多く齊に歸す。

と云い、齊国に封じられた太公望呂尚が商工業を盛んにし、海産物で利益を上げられるようにしたため、多くの人民が彼を慕ったという。

『国語』齊語には春秋齊の最盛期の君主であった桓公が宰相管仲の建議を容れて統制経済政策を行ったことが記される。中でも

澤立三虞、山立三衡。

沢には三虞を立て（韋昭注…『周禮』有澤虞之官）、山には三衡を立つ（韋昭注…『周禮』有山虞林衡之官）。

通齊國之魚鹽于東萊、使關市幾而不征。

齊国の魚塩を東萊に通ぜしめ、関市をして幾して征せず（韋昭注…幾、幾異服、識異言也。征、税也。言魚鹽者不征税、所以利諸侯、致遠物也）。

という記述は、山沢を管理する官を置いてその資源を封閉する一方で沿海の魚塩を内陸に融通させるなど、官が山林藪沢や海の資源を管理統制していたことを示し、『管子』軽重諸篇が説く「官山海」政策と一致するが、『国語』では「山海」という語は用いられない。

これが『史記』平準書の太史公曰になると、

齊桓公用管仲之謀、通輕重之權、徼山海之業、以朝諸侯、用區區之齊顯成霸名。

齊の桓公は管仲の謀を用い、軽重の權を通じ、山海の業を徼まねき、以て諸侯に朝し、区々の齊を用て顕れて霸名を成す。

と云い、齊の桓公が管仲の策を用いて「山海の業（製鉄と製塩）を徼」いたおかげで、齊は小国から覇者となったと記す。ここでは『管

子』と同様に「山海」を「鉄を産する山と塩を産する海」の意味で用いている。また貨殖列伝も

齊帶山海、膏壤千里、宜桑麻、人民多文綵布帛魚鹽。

齊は山海を帯び、膏壤は千里、桑麻に宜しく、人民は文綵・布帛・魚塩多し。

と云い、ここでの「山海」は「山と海」の意味ではあるが、資源を生むものの意味も含ませている。この条の『史記集解』引く徐広は齊世家に「齊自泰山屬之琅邪、北被于海（齊は泰山自り之を琅邪に属ね、北は海に被わる）」と云うことを指摘しており、「山海」が泰山を背にし東海に面した齊の地理条件を象徴する語であることを示唆する。

これらを総合すると、『管子』軽重諸篇を春秋期の成立とする若江・張両氏の所説が仮に正しいとしても、「山海」の語が春秋・戦国期の他の文献にほとんど見られず、齊の経済政策について記す『国語』齊語にも用いられていないことからすると、決して一般的なものではなく、山を背にし海に面した齊国の軽重学派の間で用いられた一種の術語ジャーゴンであったと考えられる。

『管子』の他に、『韓非子』では大体篇に「山海」の語が見える。

古之全大體者、望天地、觀江海、因山谷。日月所照、四時所行、雲布風動。……太山不立好惡、故能成其高。江海不擇小助、故能成其富。故大人寄形於天地而萬物備、歷心於山海而國家富。

古の大体を全うする者は、天地を望み、江海を觀、山谷に因る。日月の照らす所、四時の行く所、雲布しき風動く。……太山は好惡を立てず、故に能く其の高きを成す。江海は小助を択ばず、故に能く其の富を成す。故に大人は形を天地に寄せて万物備わり、心を山海に歴おきて國家富む。

ここでの「山海」は「天地」と対になっており、最初の段の「山谷」「江海」、また直前の文の「太山」「江海」を受けたもので、熟語としての用法とは認めがたい。大体篇の成立年代は明らかではないが、大体篇全体の内容は国政の要諦を説く根源的な内容であり、冒頭部分は「大体を全うした古代の君主は、天地の広さや江海の大きさ、山谷の姿に見習って自然の道を身につける」という道家的な主張である。「心を山海に歴おきて國家富む」という表現は一見『管子』軽重と類似し、表現面での影響はあるかもしれないが、軽重学派の言う「山海の財の國家管理」を直接に意味するものではなからう。ただこの一文は、「江海」と「泰山」を並列したことから「山海」

の語が生じたことを示唆するとはいえよう。確実に言えるのは、「山海」は泰山を擁し東海に臨む斉の地理的条件と産業構造があつて生じた語であつて、戦国期に広く一般的に用いられる語ではなかつたということである。

漢に入ると、軽重学派以外にも「山海」の語が用いられるようになる。『史記』では前引の平準書・太史公曰や貨殖列伝のほか、呉王濞列傳の太史公曰にも

呉王之王、由父省也。能薄賦斂、使其衆、以擅山海利。……晁錯爲國遠慮、禍反近身。袁盎權說、初寵後辱。故古者諸侯地不過百里、山海不以封。

呉王の王たるは、父の省せらるるに由るなり。能く賦斂を薄くし、其の衆を使い、以て山海の利を擅ほしままにす。……晁錯は國の爲に遠慮し、禍は反つて身に近づく。袁盎の權説は、初め寵せられ後に辱めらる。故に古者諸侯の地は百里を過ぎず、山海以て封せずと云う。呉は当初、課税を薄くして産業を振興させ、「山海の利を擅まに」して榮えたが、漢に入つて晁錯が諸侯國の力を削ぐとし、呉王濞の領地を削減したことをきっかけに呉楚七國の亂が起こり、それを見た袁盎が景帝に晁錯を殺すよう建議し、晁錯は腰斬に処せられた。呉楚七國の亂は最終的に鎮圧され、これにより諸侯國の取り潰しが進むことになった。司馬遷はこれを「だから昔は諸侯の領地は百里四方を超えず、山海も封閉しなかつたのだ」と評している。これは『管子』形勢解の「古者武王地方不過百里（古者武王の地は方百里を過ぎず）」や『戦国策』楚策四の「湯以亳、武王以鄩、皆不過百里以有天下（湯は亳を以て、武王は鄩（鎬京）を以て、皆な百里を過ぎず以て天下を有つ）」を踏まえているが、一方で『管子』軽重諸篇の説く「官山海」政策を否定していることも注目される。國を富ませ過ぎた結果、最後はかえつて國を滅ぼすことになったと云うのである。

これは前引の『史記』平準書・太史公曰も同じで、既に引用した部分の後には

自是以後、天下爭於戰國、貴詐力而賤仁義、先富有而後推讓。故庶人之富者或累巨萬、而貧者或不厭糟糠。有國彊者或并群小以臣諸侯、而弱國或絶祀而滅世。以至於秦、卒并海内。

是れより以後、天下戰國を争い、詐力を貴んで仁義を賤しめ、富有を先にして推讓を後にす。故に庶人の富める者或いは巨万を累ね、而して貧しき者或いは糟糠も厭かず。國の彊き者或いは群小を并せて以て諸侯を臣とし、而して弱國或いは祀を絶ちて

世を減ぼす有り。以て秦に至り、卒に海内を并す。

と、その弊害を記している。司馬遷は管仲の「官山海」政策が小国斉を覇者たらしめたと言う一方で、富国政策を優先して富める者ますます富ませるようなことをすれば結局は国が滅ぶとも言うのであつて、軽重学派の主張には功罪両面があると考えていたことが知られる。

そのことは『史記』貨殖列伝を見るとより明らかである。貨殖列伝には

故君子富好行其德、小人富以適其力。淵深而魚生之、山深而獸往之、人富而仁義附焉。富者得執益彰、失執則客無所之。

故に君子は富みて其の徳を行うを好み、小人は富みて以て其の力に適う。淵深くして魚之に生じ、山深くして獸之に往き、人富みて仁義附く。富者は執（勢）を得て益ます彰われ、執を失えば則ち客として之く所無し。

隱居巖穴之士設為名高者安歸乎。歸於富厚也。是以廉吏久、久更富、廉賈歸富。富者、人之情性、所不學而俱欲者也。

巖穴に隱居するの士の設けて名の高きを為す者は安くに歸するや。富厚に歸するなり。是を以て廉吏は久しく、久しくして更に富み、廉賈は富に歸す。富なる者は、人の情性、学ばずして俱に欲する所の者なり。

農工商賈畜長、固求富益貨也。此有知盡能索耳、終不餘力而讓財矣。

農工商賈畜長するは、固より富を求め貨を益すなり。此れ知尽き能索むる有るのみ、終に力を余して財を譲らず。のように財富を求めることを是認する記述がある一方で、漢初の富豪について

皆非有爵邑奉祿弄法犯姦而富、盡推理去就、與時俯仰、獲其贏利、以末致財、用本守之、以武一切、用文持之、變化有概、故足術也。

皆な爵邑奉祿有りて法を弄び姦を犯して富めるに非ず、尽く理を推して去就し、時と俯仰し、其の贏利を獲て、末を以て財を致し、本を用て之を守り、武を以て一切し、文を用て之を持し、變化概有り、故に術とするに足るなり。

と云う。爵邑や俸祿がありながら「法を弄び姦を犯」するようなことをしたのではなく、経済の法則を推理して対処し、世の動きに柔軟に合わせて利益を得、商工業で財産を築くと農業でそれを守り、大胆なやり方で財を築いては法令を整備してそれを維持し、変化の中

にも節度があるので、術として記録するに足るのだといい、法を犯さない正当な方法を探る限りにおいて財富を得ることは「術」たり得るとしている。これは裏を返せば「法を弄び姦を犯」す輩が横行していたことを示唆するもので、佐藤武敏は「貨殖列伝」において司馬遷は先秦の富者については評価するが、漢代特に武帝期の富者については、その利益追求に専念する風俗とともに批判的な目を向けていると指摘する¹⁵。

武帝は製鉄や塩業で莫大な利益を上げていた豪商の恣意的な経済活動を抑制するために、大農上塩鉄丞の孔僅と東郭咸陽の建言に基づいて塩鉄の専売制を実行した。このとき二人は「山海、天地之藏也（山海は、天地の藏なり）」と言っており、この献策も『管子』軽重の説に拠るものとみられる。ところがこれを実行すると、その担当官にもともと塩鉄業に携わっていた豪商を登用したことでかえって混乱を招いた。そのため桑弘羊の建議によつて、塩鉄官を中央から派遣するよう改め、さらに塩鉄の統制だけでは不十分として、物資の売買や流通も国営として物価の安定を図る「均輸法」で、徹底した統制経済政策が行われた。これらによつて一年のうちに国家も民も大いに潤つて、桑弘羊はその功績により左庶長の爵位を賜わったことが『史記』平準書で伝えられる¹⁶。もつとも平準書はこの後に

是歳小旱、上令官求雨。卜式言曰「縣官當食租衣稅而已。今弘羊令吏坐市列肆、販物求利。亨弘羊、天乃雨。」

是の歳すく小しく旱あり、上官をして雨を求めしむ。卜式言いて曰く「県官は当に租に食らい税に衣るべきのみ。今弘羊吏をして市に坐し肆を列し、物を販りて利を求めしむ。弘羊を亨（烹）れば、天乃ち雨ふらん」と。

と、清廉無私な人物であった卜式が、官でありながら営利を追求する桑弘羊を雨乞いの代わりに処刑するよう建議する、不吉な記述でその歴史叙述を終えている¹⁵。司馬遷が桑弘羊の政策に対して、ひいては軽重学派の主張する統制経済を実行することに対して批判的であったことが、ここからも窺える。

武帝崩御の後にも、軽重学派の統制経済政策の是非が議論された。『漢書』食貨志下によると、昭帝は即位して六年に詔して「郡国に賢良文学の士を挙」げ、民情と民を教化する道とを尋ねたところ、皆が「塩鉄と均輸の制度をやめて天下が利を争わず儉約に努めるようにしてこそ教化できる」と答えたため、始元六（紀元八一）年のいわゆる塩鉄会議で、塩鉄・均輸の制の存廃が議論された。その論争の内容を次の宣帝の頃に桓寛がまとめた『塩鉄論』は、塩鉄専売存続派の「大夫」「御史」と否定派の「文学」との対話体で記

されるが、たとえば

大夫曰「管子云『……有山海之貨而民不足於財者、商工不備也。』」（大夫曰く「管子に云う『……山海の貨有りて民の財に足らざる者は、商工備わらざるなり。』」）と

文學曰「……有山海之貨而民不足於財者、不務民用而淫巧衆也。故川源不能實漏卮、山海不能贍溪壑。」（文學曰く「……山海の貨有りて民の財に足らざる者は、民用を務めずして淫巧衆ければなり。故に川源は漏卮を實たす能わず、山海は溪壑を贍す能わず。」）
（本議）

のように、大夫が『管子』の説を引いてその政策の利点や必要性を説くのに対して、文學がそれに反駁する対話が見られ、そこでも軽重学派の術語としての意味で「山海」の語が用いられているのが注目される。他に「山海」が見える箇所のうち、

文學曰「……草萊不闢、田疇不治、雖擅山海之財、通百末之利、猶不能贍也。」（文學曰く「……草萊闢けず、田疇治まらず、山海の財を擅まにし、百末の利を通ずと雖も、猶お贍す能わざるなり」）（力耕）

大夫曰「……天地之利無不贍、而山海之貨無不富也。」（大夫曰く「……天地の利は贍さざる無く、而も山海の貨は富まざる無きなり。」）（通有）

大夫曰「家人有寶器、尚函匣而藏之、況人主之山海乎。夫權利之處、必在深山窮澤之中、非豪民不能通其利。」（大夫曰く「家人に宝器有れば、尚お函匣して之を蔵す、況んや人主の山海をや。夫れ權利の処、必ず深山窮沢の中に在り、豪民に非ざれば其の利を通ずる能わず。」）（禁耕）

文學曰「民人藏於家、諸侯藏於國、天子藏於海内。……故權利深者、不在山海、在朝廷。」（文學曰く「民人は家に蔵し、諸侯は國に蔵し、天子は海内に蔵す。……故に權利の深き者は、山海に在らず、朝廷に在り。」）（同）

大夫曰「山海有禁而民不傾。貴賤有平而民不疑。」（大夫曰く「山海に禁有りて民は傾かず。貴賤に平有りて民は疑わず。」）（同）
文學曰「山海者、財用之寶路也。鐵器者、農夫之死生也。」（文學曰く「山海なる者は、財用の宝路なり。鐵器なる者は、農夫之死生なり。」）（同）

山海之利、廣澤之畜、天地之藏也。皆宜屬少府。(山海の利、広沢の畜は、天地の藏なり。皆な宜しく少府に属せしむべし。)(復古)
大夫曰「……是以縣官開園池、總山海、致利以助貢賦、修溝渠、立諸農、廣田牧、盛苑囿。(大夫曰く「……是を以て県官は園池を開き、山海を総べ、利を致して以て貢賦を助け、溝渠を修め、諸農を立て、田牧を広くし、苑囿を盛んにす。)(園池)

文學曰「禮義者、國之基也。而權利者、政之殘也。……非特管仲設九府、徹山海也。然而國家衰耗、城郭空虛。故非特崇仁義無以化民、非力本農無以富邦也。」(文學曰く「礼義なる者は、国の基なり。而して權利なる者は、政の殘なり。……特に管仲の九府を設け、山海を徹くのみに非ざるなり。然り而して國家衰耗し、城郭空虛なり。故に特に仁義を崇ぶのみに非ざれば以て民を化する無く、本農を力むるに非ざれば以て邦を富ます無し。)(輕重)

文學曰「……食湖池、管山海、芻蕘者不能與之爭澤、商賈不能與之爭利。」(文學曰く「……湖池に食し、山海を管し、芻蕘の者は之と沢を争う能わず、商賈は之と利を争う能わず。)(貧富)

のような例は、「山海之貨」「山海之利」「山海之財」あるいは「管山海」「山海有禁」などと用いられ、さらには『管子』を直接引用したり、「山海者、財用之寶路也」「管仲設九府、徹山海」という記述があることから、輕重学派の術語としての意味であることは明白である。しかも大夫だけではなく文學もこれを用いて反論していることから、資源を生みだす場所としての「山海」は、既に輕重学派だけにしか通じない語ではなくなっていたといえる。

二、辺遠の山と海とついで「山海」

「山海」という語がもともと『管子』、特に輕重学派の術語であり、漢代においても統制経済政策派の理論的根拠として輕重の学が重視されていたため、引き続き術語として用いられ、さらに輕重学派以外にも広まったことを前章で見てきた。その一方で、漢代には「山海」の新しい意味用法も生じている。

漢代における「山海」の用例は、辞賦や詩歌では管見の限り前漢・後漢を通じて皆無である。即ち後世の詩歌に見られる、詩語とし

て山と海を対にして連用する用法はまだ生まれていなかったといえる。史書や諸子にまで対象を広げると、確実な例は『史記』酈生陸賈列傳において、陸賈が南越に使者として赴いた際に南越王に言った言葉として

陸生曰「……今王衆不過數十萬、皆蠻夷、崎嶇山海間、譬若漢一郡。王何乃比於漢。」

陸生曰く「……今王の衆は数十万を過ぎず、皆な蛮夷にして、山海の間に崎嶇し、譬えば漢の一郡の若し。王何ぞ乃ち漢に比せん」と。

と云うのが最初である。ここでの「山海」は軽重学派の術語としての「山海」とは異なり、蛮夷が住む辺遠の山と海の意で用いられている。陸賈は当該本伝の伝えるところでは、秦末漢初の楚の人、南越には二度使している。従ってこれが本場に陸賈の言葉であるなら、辺遠の地としての「山海」は漢初から存在していたことになるし、仮にそうでなくても司馬遷の頃には確実に存在していたことになる。陸賈の「山海」は或いは楚や南越での用法かも知れないが、他の楚地の文献に「山海」の語が見えない以上、ここでは可能性を指摘するにとどめる。

その陸賈の著作とされる『新語』本行にも

夫釋農桑之事、入山海、採珠璣、求瑤琨、探沙谷、捕翡翠、□瑋瑁、搏犀象、消筋力、散布泉、以極耳目之好、以快淫邪之心、豈不謬哉。

夫れ農桑の事を釈て、山海に入り、珠璣を採り、瑤琨を求め、沙谷を探り、翡翠を捕え、瑋瑁を□し、犀象を搏ち、筋(筋)力を消し、布泉を散じ、以て耳目の好を極め、以て淫邪の心を快くす、豈に謬らざらんや。

と云う。玳(瑋)瑁は熱帯産で、少なくとも中原の地では宝として珍重されていた。『史記』春申君列傳には趙の使者が楚の春申君に自慢するつもりで玳瑁製の簪を挿し、鞘を真珠で飾った刀を差してお目通りを願ひ出ると、春申君の上級の食客がみな真珠を飾った履き物を履いていたので、使者は大いに恥じたという故事が見える¹⁸⁾。本行篇の「山海」も有用な資源を産出する場ではなく、浪費を促すような遠方の珍宝を産する場として用いられており、軽重学派の術語としての用法と辺遠の山海としての用法の中間的なもので、或いは統一帝国の出現によって、遠方の珍しい品物の情報や現物が都に集積されるようになったことが、その背景にあるとも考えられる。

ところで今本『新語』には偽作説がある。金谷治¹⁹や宇野茂彦²⁰らの論考で歴代の偽作説やそれへの反論がまとめられているが、今本『新語』が陸賈の著した『新語』そのものではないとしても、『漢書』芸文志に録される「陸賈二十三篇」に該当する可能性が高く、陸賈の説を反映するものとみて差し支えないとする説が大勢を占める。これに対して福井重雅は、『新語』真作説が真作たるの証明にはなお不十分であるばかりか、むしろ『新語』には前漢末から後漢初の政治状況を反映したと思われる記述が目立つことを指摘している²¹。福井氏は先の本行篇についても「按記圖籙、以知性命」という讖緯思想に基づく記述があり、他の篇にもそれが類出することを挙げて、これを「兩漢交代期の思想的情况を反映するもの」とする²²。筆者もこの見解を妥当と考えるが、前引の文に限って言えば、この記述が陸賈の手になるものであったとしても矛盾はない。なお『新語』にはもう一つ、辨惑篇にも

故邪臣之蔽賢、猶浮雲之鄣日月也、非得神靈之化、罷雲霧翳、令歸山海、然後乃得觀其光明、暴天下之濡濕、照四方之晦冥。

故に邪臣の賢を蔽うは、猶お浮雲の日月を鄣るがごときなり、神靈の化を得るに非ず、雲を罷い翳を霽らし、山海に帰せしめ、然る後乃ち其の光明を觀、天下の濡濕を暴かし、四方の晦冥を照らすを得たり。

と云い、ここでの山海は雲が帰る場所としての遠方の山と海の意で用いられている。しかしこのような用法は漢代においては他に例がなく、後述するように魏晉以後に多く用いられるものであって、辨惑篇のこの条はむしろさらに後世の偽作として福井説を傍証する材料にもなり得る。

辺遠の地としての「山海」は、『塩鉄論』にも見えている。復古篇には

大夫曰「……故因勢變以主四夷、地濱山海、以屬長城。北略河外、開路匈奴之鄉、功未卒善。」

大夫曰く「……故に勢変に因りて以て四夷を主むるも、地は山海に浜し、以て長城に属なる。北のかた河外を略し、路を匈奴の郷に開くも、功未だ卒善ならず。」

刺權篇には

大夫曰「……今山川海澤之原、非獨雲夢・孟諸也。鼓鑄煮鹽、其勢必深居幽谷、而人民所罕至。姦猾交通山海之際、恐生大姦。」
大夫曰く「……今山川海沢の原は、独り雲夢・孟諸のみに非ざるなり。鼓鑄して塩を煮るは、其の勢は必ず幽谷に深居し、而

して人民の罕に至る所なり。姦猾は山海の際に交通し、恐らく大姦を生ぜん。」

国疾篇には

賢良曰「……邪臣各以伎藝、虧亂至治、外障山海、内興諸利。」

賢良曰く「……邪臣各おの伎芸を以て、至治を虧乱し、外は山海を障て、内に諸利を興す。」

と云い、単なる自然環境や景観ではなく、蛮夷のいる場所の意味を含む。また刺権篇の「山海」は同時に「山川海澤」の縮約でもある。先に挙げた『韓非子』大体篇の「山海」は、「天地」と対になっており、前段の「山谷」「江海」、また「太山」「江海」を受けたもので、熟語としての用法とは認めがたいものであった。「辺遠の山と海」を意味する「山海」も、或いはこの流れをくむものであるかも知れないが、『韓非子』の「山海」は泰山を背にし東海に面した斉国の、陸賈の「山海」は南嶺山脈を背にし南海に面した南越の地理条件があつて初めて生じ得た語である。そうしたローカルな語であつた「山海」も、漢という統一王朝の治世に伴う文化的な統一があつて、初めて一般的な語となり得たのであろう。

一般に知られるような「山と海」という意味での「山海」が現れるのは、さらに下つて魏晋以後になる。魏の曹植「求自試表」(『三国志』魏書・陳思王植伝及び『文選』卷三七所収)に

冀以塵霧之微、補益山海、熒燭末光、增輝日月。

冀わくは塵霧(『文選』作「露」)の微を以て、山海を補益し、熒(『文選』作「螢」)燭の末光もて、日月を増輝せんことを。

とあるのがその最も早い例であらう。これ以後の例を見ても、

太祖以虔領泰山太守。郡接山海、世亂、聞民人多藏竄。

太祖(呂)虔を以て泰山太守を領せしむ。郡は山海に接し、世乱れ、民人の多く藏竄せるを聞く。(『三国志』魏書・呂虔伝)

地祇・配帝等牲用黃犢二、神州以下用方色犢一、九州山海墳衍等加羊豕各九。

地祇・配帝(天と併せて祖先を祀る祭祀)等の牲には黃犢二を用い、神州以下には方色(五行で各方位に配された青赤白黒黄の色)の犢一を用い、九州の山海墳衍(崖と平地)等には羊豕各おの九を加う。(『通典』礼五・方丘)

のように、単なる山と海ではなく「広いスケールでの山と海」の意味で用いられる。「山海経」の書名の「山海」も一見この意味のように思えるが、そのような「山海」という語は漢代には存在しなかったことに留意しなければならない。

三、「山海」と『山海経』

前章までの考察で、先秦期の「山海」が単純に山と海を意味する語ではなく、専ら軽重学派の術語として用いられ、漢に入ってようやく辺遠の山と海の意味も生じたことを確認した。ではそのような特殊な語がいかにして『山海経』という書物と結びつき、その書名に用いられたのであろうか。

その手がかりの一つは、『山海経』前半の五藏山経の基本的な文体が、『管子』軽重諸篇の一つ地数篇と共通する特色を持つことである。地数編には管仲が黄帝と伯高の間答を引きながら桓公に答えた言葉として

黄帝問於伯高曰、「吾欲陶天下而以爲一家、爲之有道乎。」伯高對曰、「請刈其莠而樹之吾、謹逃其蚤牙、則天下可陶而爲一家。」黄帝曰、「此若言可得聞乎。」伯高對曰、「上有丹沙者、下有黃金。上有慈石者、下有銅金。上有陵石者、下有鉛錫赤銅。上有楛者、下有鐵。」此山之見築者也。苟山之見其築者、君謹封而祭之、距封十里而爲一壇、是則使乘者下行、行者趨、若犯令者罪死不赦。然則與折取之遠矣。修教十年、而葛盧之山發而出水、金從之。……

黄帝伯高に問いて曰く、「吾天下を陶して以て一家と爲さんと欲す、之を爲すに道有るか」と。伯高對えて曰く、「請う其の莠を刈りて之に吾（五穀）²⁴を樹え、謹みて其の蚤牙を逃るれば、則ち天下陶して一家と爲すべし」と。黄帝曰く、「此の若の言は聞くを得べきか」と。伯高對えて曰く、「上に丹沙有る者は、下に黄金有り。上に慈（磁）石有る者は、下に銅金有り。上に陵石有る者は、下に鉛・錫・赤銅有り。上に楛有る者は、下に鉄有り。此れ山の榮を見ず者なり。苟くも山の其の榮を見ず者は、君謹み封じて之を祭り、封を距つること十里にして一壇を爲し、是れ則ち乗る者をして下りて行き、行く者をして趨らしめ、若し令を犯す者あれば罪死して赦さず。然らば則ち之を折取するに与^おいて遠し」と。教えを修むること十年、而して葛盧の山發して水

を出だし、金之に従う。……

と云い、どの山にどのような鉱産資源があるかの見分け方が披瀝され、しかも資源の豊かな山が見つかったら、それを封じて祭祀を行うことも勧めている。

一方、五蔵山経の中核をなす部分では、山ごとに鉱産資源の種類が記され、その筆法もたとえば

西二百五十里、曰驪山、是鎔于西海、無草木、多玉。淒水出焉、西流注于海。其中多采石・黄金、多丹粟。

西二百五十里を、驪山と曰い、是れ西海に鎔^{つみ}し、草木無く、玉多し。淒水焉^{こゝ}より出で、西流して海に注ぐ。其の中に采石・黄金多く、

丹粟多し。(西山経)

又東南十里、曰蠱尾之山、多礪石・赤銅。龍餘之水出焉、而東南流注于洛。

又た東南十里を、蠱尾の山と曰い、礪石・赤銅多し。龍餘の水焉より出でて、東南流して洛に注ぐ。(中次五経)

又西五十里、曰虎尾之山、其木多椒楮、多封石。其陽多赤金、其陰多鐵。

又た西五十里を、虎尾の山と曰い、其の木は椒楮多く、封石多し。其の陽に赤金多く、其の陰に鉄多し。(中次十経)

の如く、伯高の「上有丹沙者、下有黄金。上有慈石者、下有銅金。上有陵石者、下有鉛錫赤銅。上有楮者、下有鐵。」という言葉に似ており、その組み合わせも、右の引用の中に類似するものを見出すことができる。

また乗馬篇では

地之不可食者、山之無木者、百而當一。潤澤、百而當一。地之無草木者、百而當一。……

地の食うべからざる者、山の木無き者は、百にして一を当つ。潤沢は、百にして一を当つ。地の草木無き者は、百にして一を当つ。……

と、土地の種類ごとにそれに見合った税をかけることを説くが、ここで土地を「無木者」「潤澤」「無草木者」と分類するのも、先の五蔵山経の引用で「無水」「無草木」という記述が随所に見られるのと軌を一にしている²⁵。

これらの事実が五蔵山経が『管子』軽重学派の知識の源泉となっていることを強く示唆する。そして「山海」という語は軽重学派の

術語としての「資源を生む場所」に、漢初からは「蛮夷の住む辺遠の地」の意味も加わった。前者の意味は五蔵山経の内容と合致し、後者の意味は『山海経』後半の「海経」の内容と合致する。

五蔵山経と軽重学派に関係があるとすれば、彼らはそれを『山海経』と称していたのであろうか。そう断ずるには一つ大きな支障がある。それは五蔵山経には海産物や塩業に関する記述が一切無いことである。『尚書』禹貢では海岱青州の「貢」として海塩と海物を挙げており²⁶、徐州でもその「貢」を「蠙珠暨魚」という²⁷。ところが五蔵山経にはこれらに関する記述がない。実は『管子』も海塩以外の海産物に関する記述には乏しく、軽重丁篇でも斉の北方の海浜の貧民は製塩を業としながら海ではなく済水の魚を梁で捕っているという記述²⁸がある。軽重学派にとつての「海」は海塩を生む場であつて、それについての記述がない五蔵山経を軽重学派が『山海経』と呼ぶとは考え難い。『山海経』後半の海外・海内・大荒諸経にも海産物や塩業に関する記述はなく、五蔵山経とこれらを合わせたものにもやはり軽重学派が『山海経』と名づけることは考え難い。先秦期には軽重学派以外に「山海」という語があつた形跡がほぼ無いことと考え合わせれば、五蔵山経や海経が先秦期に『山海経』と呼ばれていた可能性は低いと考えられる。先秦期の諸文献に『山海経』の書名が見えないこともその傍証となる。

そもそも五蔵山経は最初から「山経」という語をその章題や本文に含んでいる。五蔵山経卷一の冒頭は

南山経之首曰鵠山。(南山経の首を鵠山と曰う。)

で始まり、以下も「南次二経之首」「南次三経之首」と続く。章題に「経」という語を持つ先秦兩漢の書物は『墨子』や『黄帝四経』などがあるが、本文にまで章題と同じ「某経」という語を含むのは、他に例を見ない極めて特異なものである。しかも「某山経之首曰某山(某山経の首を某山と曰う)」から始まって一続きの山々が記され、「某次二経之首曰某山(某次二経の首を某山と曰う)」と続く記法からすれば、「山経」は決して「山の経典」ではなく、「一連なりの山」を指す一語であると考えられる。五蔵山経を一書にまとめた人々はそれを『山経』ないし『五蔵山経』と称したことであろう。『山経』に「海」字が割って入り『山海経』という書名になった頃には、「山経」が一語であつたことが忘れられていたはずである。即ち五蔵山経と海経とが合して一書となつてから、初めて『山海経』の名がついたと考えられるのである。

『山海経』後半の海経は、「山海」のもう一つの意味、即ち漢初に生じた「蛮夷の住む辺遠の地」の意味での「山海」にふさわしい内容である。

海経のうち海外四経については、『淮南子』墜形訓に見える「海外三十六国」とほぼ同一の国や異形の民が記され、他にも似通った記述が多いことから、楚での成立とする説が大勢を占める²⁹。海内四経についても、楚地での成立とする説が主流だが、筆者は実在した斉の地名や、楚地の神話伝説を反映した地名が見られることから、斉系の記事と楚系の記事が斉の稷下でまとめられたものと考え³⁰。大荒・海内経については、現行の『山海経』十八巻に対して『漢書』芸文志に録する『山海経』が十三篇であることから、大荒・海内経五巻は劉歆以後に付加されたものとする説が古くからあるが³¹、その内容は海外四経・海内四経と同様の荒遠の国々や異形の民、及び古帝王の系譜であり、やはり楚地での成立とする説が主流である³²。ここで重要なのは、海経の諸篇は五蔵山経とは明白に異なる由来を持つものであり、軽重学派の主張とはおよそ無縁の内容をもつということである。

海経諸篇はその体裁を見ても、各篇に「海外南経」「海内東経」等の篇名はあっても、五蔵山経とは異なりそれが本文中に記されることはない。たとえば海外南経であれば

海外自西南陬、至東南陬者。(海外西南の陬より、東南の陬に至る者。)

から始まって、一連の国や異形の民が続く、最後は「南方祝融、獸身人面、乘兩龍。」という四方神の記事で終わる。海内北経であれば

海内西北陬以東者。(海内西北の陬より東なる者。)

から始まって、やはり一連の国や異形の民が続くが、最後に四方神の記事はなく、終わり方は一定しない。

このように海外四経・海内四経の本文には「海外」「海内」という語はあっても、「経」という語は見えない。「山経」とは異なり、「海経」という語は『山海経』本文の中には存在しないのであるから、「海外某経」「海内某経」という章題さえも、五蔵山経の体例に倣って後から付加されたものである可能性を否定できないのである³³。

かく考えると、『山海経』の書名が生じたのはやはり海経が山経と合して一書となって以後のことであり、その時期は漢初以後司馬遷以前ということになる。

結 語

「山海」という語はもと「山林・鉱産資源や海産資源を生む場所」を意味する軽重学派の術語であり、漢初から「蛮夷の住む辺遠の地」の意味が加わったこと、加えて『山海経』の「山海」は後者の意味で、山経と海経が合して一書となってから命名された可能性が高いことをここまでに論じてきた。

しかし疑問はなお残る。五蔵山経は、いかなる経緯で海経と合して『山海経』となったのであろうか。東海・南海から隴蜀の地までを統べる大帝国の出現とその安定政権化によって、天下がいかに広大であったかを人々を知るようになり、「我々の天下」の外側に広がる世界をさらに知りたいという欲求が社会にみなぎっていたことをその背景として考えるのは、あながち的外れではあるまい。武帝の対外拡張政策や張騫の大月氏国への遠征もそれを後押ししたであろうし、ありとあらゆるものを鋪陳して絢爛な世界を現出する漢賦が栄えた³⁴のも、異国の文学であった『楚辞』が都にもたらされ、中原の文学に新たな展開をもたらしたのも、この流れの上にある。「我々の天下」の中にある山々の、動植物や森林鉱産資源の種類やありかを記す五蔵山経は、「我々の天下」の外側の世界の国々やそこに住む人々の姿を描く海経が付加されることによって、「世界全体」を描く書物へと変貌したのである。

ではこれに『山海経』と名づけたのは誰なのか。残念ながらその詳細は知り難く、後の考証を俟つ他はないが、可能性として言えるのは、五蔵山経と海経が合してから、漢初に生じたであろう「辺遠の山と海」の意味での「山海」をその書名としたということである。さらに想像を逞しくするなら、「山海」という語の変容と、『山海経』の出現とは、軌を一にする現象であったのかもしれない。ただ言えるのは、軽重学派の経済知識と関連していたであろう五蔵山経は、海経と合してからその価値を一変させてしまったということである。辺遠の地理知識の拡大に加えて、司馬遷は「官山海」政策に批判的であったこともあってか、『山海経』を「怪物」の書と認識し、『塩鉄論』も『管子』の軽重の説を引くことはあっても、『山海経』の引用は皆無である。前漢末に至って、劉歆が「上山海経表」で『山海経』を「古文の著明なる者」と持ち上げたが、荒唐無稽の書としての評価を覆すには至らなかった。

そして「山海」が詩語として定着するのは、さらに後れて魏晋の頃を待たなければならない。これに関しても解明すべき問題は多く

潜んでいると思われるが、稿を改めて論ずることにしたい。

附記

本研究はJSPS科研費基盤研究(C) 課題番号16K02583(代表:大野圭介)の助成を受けたものである。

注

- 1 韓高年は袁珂や章学識の説に反対して、経歴・経紀の意なら『経山海』となるはずであること、『墨子』『韓非子』にも「経」と称する篇があることなどから「経典」の意とする。韓高年『《山海経》注釈』中華書局、二〇二〇年、六〇―一三頁。
- 2 袁珂は『尚書』君奭「弗克經歷」から既に「経」字が「経歴」の意で用いられている一方、「経典」の意は比較的遅くに現れていること、五蔵山経の各山経の末尾にある「右某経之山、凡若干山、若干里(右某経の山、凡て若干山、若干里)」の「経」は「経歴」であって「経典」とは解せないこと、五蔵山経の末尾にある「禹曰、天下名山経五千三百七十山、六萬四千五百六里、居地也(禹曰く、天下の名山は経ること五千三百七十山、六萬四千五百六里、地に居るなり)」云云という文を、『後漢書』郡國志劉昭注が引いて「名山五千三百五十、経六萬四千五百六里」と作り、この「経」は明らかに「経歴」の意であることを根拠に、『山海経』の「経」は経歴の意であるとする。袁珂『山海経校注』山海経第六・海外南経注、上海古籍出版社、一九八〇年、一八一―一八三頁。
- 3 章学識は『文史通義』卷一・内篇一でつとに「地界言経、取経紀之意也。是以地理之書、多以經名、『漢志』有『山海経』、『隋志』乃有『水経』、後代州郡地理、多稱圖經、義皆本於経界、書亦自存掌故、不與著述同科、其於六藝之文、固無嫌也。(地界を経と言は、経紀の意を取るなり。是を以て地理の書は、多く経を以て名づく、『漢志』に『山海経』有り、『隋志』は乃ち『水経』有り、後代の州郡の地理は、多く図経と称し、義は皆な界を経するに本づき、書も亦た自ら掌故を存し、著述と科を同じくせず、其の六芸の文に於いて、固より嫌無きなり。)」と云い、「経」を「地を区画する」意とする。
- 4 袁珂、前掲書、一八三頁。
- 5 松田稔『『山海経』の基礎的研究』笠間書院、一九九五年、五頁。
- 6 陳連山『『山海経』学術史考論』、北京大学出版社、二〇一二年、一八頁。
- 7 黎翔鳳『管子校注』下、中華書局、二〇〇四年、一二六〇―一二六一頁。
- 8 町田三郎「管子軽重篇について」『日本中国学会報』第十五集、一九六三年、四二頁。

- 9 金谷治『管子の研究』第四章第三節「輕重」篇の成立」、岩波書店、一九八七年、一七三頁。
- 10 若江賢三「管子」に見られる経済思想——「史記」貨殖列伝との関連から——『東洋哲学研究所紀要』二号、一九八五年、七七頁。
- 11 張固也『管子』研究』齊魯書社、二〇〇六年、第九章「論《管子輕重》的著作年代」。
- 12 諸本は「推埋」に作るが、梁玉繩「史記志疑」はこれを「推理」の誤りとし、以後これに従う者が多い。
- 13 佐藤武敏「司馬遷の研究」、汲古書院、一九九七年、五七七～五七八頁。なお佐藤氏は貨殖列伝の「皆非有爵邑奉祿弄法犯姦而富」を「奉祿」の下で切って「爵邑奉祿のない者（民間の富者）は不当な手段で富を得る」と解するが、この句読には従い難い。
- 14 大農上鹽鐵丞孔僅・咸陽言「山海、天地之藏也。皆宜屬少府、陛下不私、以屬大農佐鹽。願募民自給費、因官器作煮鹽、官與牢盆。浮食奇民欲擅管山海之貨、以致富羨、役利細民。其沮事之議、不可勝聽。敢私鑄鐵器煮鹽者、鈇左趾、沒入其器物。郡不出鐵者、置小鐵官、便屬在所縣。」使孔僅・東郭咸陽乘傳舉行天下鹽鐵、作官府、除故鹽鐵家富者爲吏。吏道益雜、不選、而多賈人矣。……
- 元封元年、……桑弘羊爲治粟都尉、領大農、盡代僅筦天下鹽鐵。弘羊以諸官各自市、相與爭、物故騰躍、而天下賦輸或不償其餽費、乃請置大農部丞數十人、分部主郡國、各往往縣置均輸鹽鐵官、令遠方各以其物貴時商賈所轉販者爲賦、而相灌輸。……天子以爲然、許之。……一歲之中、太倉・甘泉倉滿。邊餘穀諸物均輸帛五百萬匹。民不益賦而天下用饒。於是弘羊賜爵左庶長、黃金再百斤焉。
- 15 『漢書』食貨志下によれば、結局この建議は実行されず、桑弘羊は後に御史大夫に至った。「卜式言曰『縣官當食租衣稅而已、今弘羊令吏坐市列、販物求利。亭弘羊、天乃雨。』久之、武帝疾病、拜弘羊爲御史大夫。」
- 16 『漢書』食貨志下「昭帝即位六年、詔郡國舉賢良文學之士、問以民所疾苦、教化之要。皆對願罷鹽鐵酒鬻均輸官、毋與天下爭利、視以儉節、然後教化可興。」
- 17 『群書治要』は「求瑤琨……搏犀象」を「捕約翠」に作る。また「瑤瑁」の前には、前後の句が三字句であることから、動詞一字が脱落しているとみられる。
- 18 (原文) 趙使欲夸春申君、爲瑤瑁簪、刀劍室、以珠玉飾之。請命春申君客。春申君客三千餘人、其上客皆躡珠履、以見趙使。趙使大慙。
- 19 金谷治「陸賈と婁敬・漢初儒生の活動(一)」『東洋史研究』一五、一九五七年二月、三二～三四頁。
- 20 宇野茂彦「陸賈新語札記——思想史の観点より見たる——」『名古屋大学文学部研究論集 哲学』三三、一九八七年三月、一七九～一八〇頁。
- 21 福井重雅「陸賈『新語』の研究」汲古書院、二〇〇二年、第二節・一。
- 22 福井重雅、前掲書、六九～七〇頁。
- 23 『漢書』王陵伝の顔師古注引晋灼「主、擊也」に拠って「攻撃」と解する王利器の説に従う。『塩鉄論校注 上』中華書局、一九九二年、九〇頁。
- 24 孫詒讓は「吾」を「五」の誤りとし、下に「穀」字を脱するとする。『札遂』卷四。
- 25 五藏山経と「管子」の関係については、拙稿「『山海経』五藏山経と「管子」」(『富山大学文学部紀要』四十九、二〇〇八年八月)に詳論しているので参照されたい。また白倉直樹「『山海経』の形成過程及びその性質」(『立命館文学』六〇六、二〇〇八年三月)も筆者とは別の視点から五藏

- 山経と『管子』地数篇の關係の近さを詳論している。
- 26 海岱惟青州。……厥貢鹽絺、海物惟錯。(海岱は惟れ青州。……厥の貢は塩絺、海物は惟れ錯。)
- 27 海岱及淮惟徐州。……厥貢惟土五色、羽畎夏翟、皞陽孤桐、泗濱浮磬、淮夷蠙珠暨魚。(海岱及び淮は惟れ徐州。……厥の貢は惟れ土五色、羽畎夏翟、皞陽の孤桐、泗濱の浮磬、淮夷の蠙珠暨魚。)
- 28 北方之萌者、衍處負海、煮泔爲鹽、梁濟取魚之萌也。(北方の萌(氓)なる者は、衍處して(平坦な地に住み)海を負い、泔(海水)を煮て塩を為り、濟に梁して魚を取るの萌なり。)
- 29 中でも墜形訓の
 昆侖・華丘在其東南方、爰有遺玉・青馬・視肉・楊桃・甘樞・甘華、百果所生。
 昆侖・華丘は其の東南方に在り、爰に遺玉・青馬・視肉・楊桃・甘樞・甘華有り、百果の生ずる所。
 という記事が、『山海経』海外北経の
 平丘在三桑東、爰有遺玉・青鳥・視肉・楊柳・甘祖・甘華、百果所生。
 平丘は三桑の東に在り、爰に遺玉・青鳥・視肉・楊柳・甘祖・甘華有り、百果の生ずる所。
 と酷似し、しかも『山海経』海経に頻出する、「爰有」の後ろに珍奇な事物を羅列する形式は、『淮南子』ではこの部分以外に見られないことから、『淮南子』が『山海経』を引用したものとすの白倉直樹の指摘は重要である(白倉直樹、前掲論文、一二〇七頁)。
- 30 拙稿「『山海経』海内四経の成立」『富山大学人文学部紀要』二十八、一九九八年。
- 31 郭璞『山海経伝』目録の「海内経第十八」注に「此海内経及大荒経本皆進在外(此の海内経及び大荒経本と皆な進むる(劉歆が帝に献上した)とき外に在り)」と云い、以後の諸注釈も概ねこれに従う。
- 32 袁珂「『山海経』寫作的時地及篇目考」(『神話論文集』一九八二年、上海古籍出版社所收)は楚での成立とし、蒙文通「略論『山海経』的寫作時代及其產生地域」(『巴蜀古史論述』一九八一年、巴蜀書社所收)は蜀での成立とする。
- 33 畢沅は『山海経新校正』所収の「山海経古今本篇目考」において、劉歆校定前の古本の篇目を、五藏山経部分は「南山経第一」「南次二経第二」等としているのに対し、海外経以下を「海外自西南陬至東南陬第二十七」「海内東南陬以西第三十一」等とし、「経」とは称されていないと考えられている。
- 34 戸倉英美は漢賦のこのような特徴を「言葉による世界征服」と表現している。戸倉英美『詩人たちの時空』、平凡社、一九八八年所収「I 漢代の文学における「全体」の精神」一四頁。